

[事案 2023-204] 新契約取消請求

・令和 6 年 7 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 3 年 1 月に契約した組立型保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、本契約に付加した総合保障特約は、保険料 1000 万円を支払えば、3 大疾病、要介護・身体障害、高度障害、死亡の 4 つの支払事由により、最大で 4000 万円を受け取れる内容だと誤説明を受けた。
- (2) 説明時に用いられた設計書も、上記(1)のような誤解を招く記載だった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人による本契約の保障内容の説明は適切であり、問題はない。
- (2) 募集人が、生命保険料控除について誤説明を行ったこと、退職時に申立人の個人情報を持ち出したこと、お客様宛提示厳禁資料を提示したことは不適切な対応でありお詫びする。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人に募集人の説明を再現してもらったところ、「4 枚クーポン券があるような保険です」と具体的であり、募集人による説明が保障内容を正しく理解できるものであったか疑義がある。
- (2) 募集人も認めるように、申立人は年末調整に間に合うようにと急かされて本契約に加入したが、保険の始期日が翌月であったことから、年末調整に間に合わなかった。
- (3) 保険会社も認めるように、募集人は申立人の個人情報を退職時に持ち出した。
- (4) 募集人は、提案時にお客様提示厳禁書類を申立人に交付した。